

平成21年9月10日

国土交通省

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正に係るパブリック
コメントの募集について
～ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化～

国土交通省では、中央環境審議会第9次答申に示された排出ガス基準の強化等を行うため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正することを予定しています。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を以下の要領のとおりで募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（案）について（別添参照）

2. 意見募集期間

平成21年9月10日（木）～平成21年10月9日（金）（必着）

3. 意見送付方法

別紙の意見提出様式に、記載の上、以下のいずれかの方法でご意見を送付して下さい。

この場合、ご提出いただく電子メール、FAX及び郵送には、必ず「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正に係るパブリックコメント」と明記して下さい。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。

(1) 郵送の場合

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 あて
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

(2) FAXの場合

国土交通省／環境課 排ガスパブリックコメント係 あて
FAX番号：03-5253-1639

(3) 電子メールの場合

国土交通省／環境課 排ガスパブリックコメント係 あて
電子メールアドレス：dpr@mlit.go.jp

（電子メールでご意見を送付される場合はテキスト形式として下さい。）

4. 注意事項

- ・頂いたご意見に対しての個別の回答は対応しかねますので、予めご了承願います。
- ・頂いたご意見は、住所、所属、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）。

(別 紙)

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 宛

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を
改正する告示（案）に対する意見

氏名	
所属	(会社名又は所属団体名)
	(部署名)
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	

(連絡先)

自動車交通局 技術安全部
環境課 大平、久手
電話： 03-5253-8111(内線42-522)
03-5253-8603(直通)
FAX: 03-5253-1639

(別 添)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（案） について

1. 改正の背景

平成20年1月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第9次答申）」において、今後、自動車全体に占めるディーゼル特殊自動車の粒子状物質（PM）、窒素酸化物（NO_x）の寄与割合が増加すること、また、今後ディーゼル特殊自動車についてもPM、NO_x後処理装置の導入が可能になると考えられることから、将来の環境基準達成を確実なものにするためには、ディーゼル特殊自動車の排出ガス対策を行うことが必要であると示されているところです。

国土交通省では、環境省と連携し、同答申に基づく措置その他の所要の措置を講ずるため、排出ガス基準を定めている「道路運送車両の保安基準」（省令）に基づく「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）」等の一部を改正することを予定しています。

2. 改正の内容

(1) 排出ガス新試験モードの導入（別添1）

日本も参画している自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）にて作成された世界統一基準NRMM gtr（Non-Road Mobile Machinery global technical regulation）に規定されているNRTC（Non-Road Transient Cycle）モードを、ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制における新試験モードとして導入する（現行の試験モードも存置する。）。

なお、欧米の次期規制においても、NRTCモードを新試験モードとして採用されることになっている。

（細目告示第41条第1項、第119条第1項及び別添43）

(2) ディーゼル特殊自動車の規制強化（別添2）

①モード規制値の強化

ア. 平成23年（2011年）～平成25年（2013年）にかけて、後処理装置の装着を前提としたPM等の排出ガス規制値（ディーゼル特殊自動車8モード法及びNRTCモード法は同一値）の強化を実施する（現行規制と比較して約9割削減）。

イ. 炭化水素（THC）から非メタン炭化水素（NMHC）に対する規制に変更する。

②黒煙モード規制値及び無負荷急加速黒煙規制値の強化

「ディーゼル特殊自動車8モード排出ガスの測定方法」（細目告示別添43）に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染度及び「無負荷急加速黒煙の測定法」（細目告示別添46）に規定する方法により測定される黒煙による汚染度の規制について、定格出力が75kW未満である原動機を備えたディーゼル特殊自動車に対し規制を強化します（25%以下）。

（細目告示第41条第1項、第119条第1項及び197条第1項）

3. 適用開始時期

今回の細目告示の一部を改正する告示の適用開始時期について、以下のとおり規定する予定です。

○2011年目標値

- ・ 定格出力 130kW 以上 560kW 未満の原動機を備えたもの
平成 23 年 10 月 1 日（継続生産車及び輸入車については平成 25 年 4 月 1 日）
- ・ 定格出力 75kW 以上 130kW 未満の原動機を備えたもの
平成 24 年 10 月 1 日（継続生産車及び輸入車については平成 25 年 11 月 1 日）
- ・ 定格出力 56kW 以上 75kW 未満 の原動機を備えたもの
平成 24 年 10 月 1 日（継続生産車及び輸入車については平成 26 年 4 月 1 日）
- ・ 定格出力 37kW 以上 56kW 未満の原動機を備えたもの
平成 25 年 10 月 1 日（継続生産車及び輸入車については平成 26 年 11 月 1 日）
- ・ 定格出力 19kW 以上 37kW 未満の原動機を備えたもの
平成 25 年 10 月 1 日（継続生産車及び輸入車については平成 27 年 9 月 1 日）
（道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第28条）

4. スケジュール

公布日：平成 22 年 1 月頃（予定）

施行日：公布の日（予定）

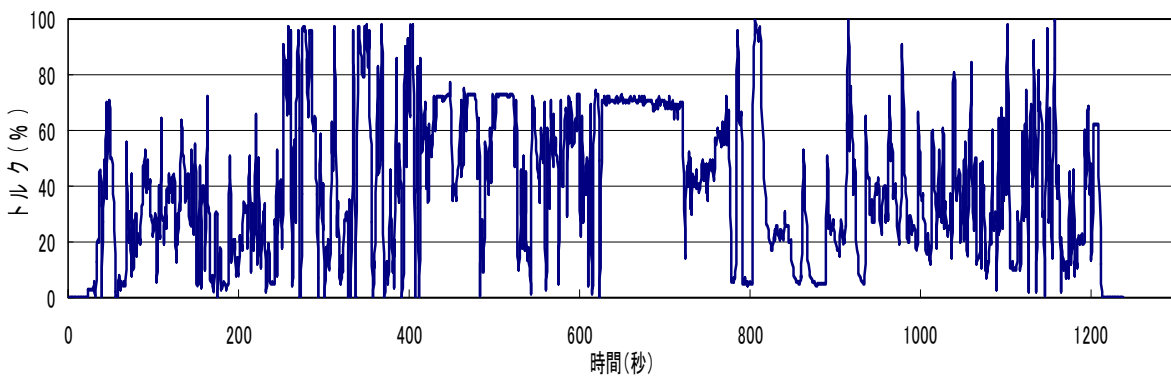
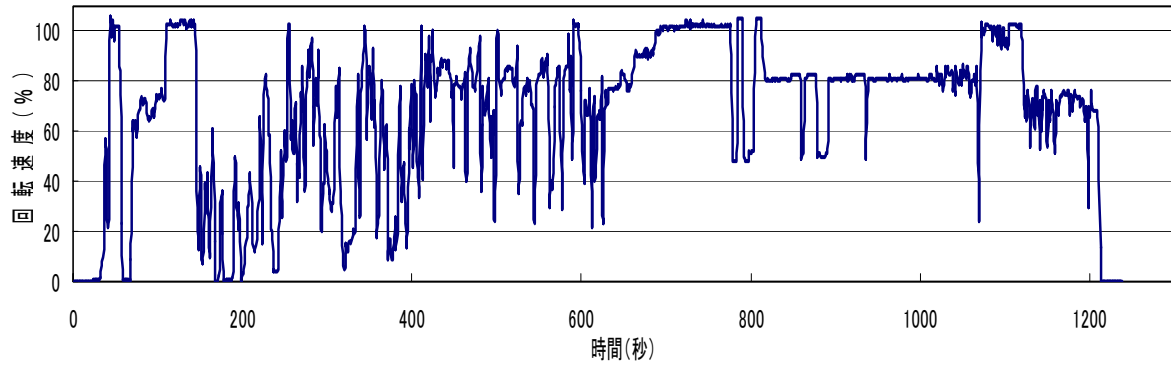
（参考）

自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）にて作成された「国連の車両等の世界的技術規則協定」（1998年協定）のNRMM gtrの原文は以下のホームページをご参照下さい。

[NRMM gtrの原文](http://www.unece.org/trans/doc/2009/wp29/ECE-TRANS-WP29-2009-118e.pdf)

<http://www.unece.org/trans/doc/2009/wp29/ECE-TRANS-WP29-2009-118e.pdf>

ディーゼル特殊自動車の排出ガス測定法に追加される
過渡試験モード（NRTCモード）



排出ガス基準値の現行と改正案の比較

1. ディーゼル特殊車の排出ガス基準値比較表

定格出力	CO		NMHC		NO _x		PM		ディーゼル黒煙	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
19kW 以上 37kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	1.00 (1.33)	0.7 (0.9) ▲30%	6.00 (7.98)	4.0 (5.3) ▲33%	0.40 (0.53)	0.03 (0.04) ▲93%	40%	25%
37kW 以上 56kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	0.70 (0.93)	0.7 (0.9)	4.00 (5.32)	4.0 (5.3)	0.30 (0.40)	0.025 (0.033) ▲92%	35%	25%
56kW 以上 75kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	0.70 (0.93)	0.19 (0.25) ▲73%	4.00 (5.32)	3.3 (4.4) ▲18%	0.25 (0.33)	0.02 (0.03) ▲92%	30%	25%
75kW 以上 130kW 未 満のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	0.40 (0.53)	0.19 (0.25) ▲53%	3.60 (4.79)	3.3 (4.4) ▲8%	0.20 (0.27)	0.02 (0.03) ▲90%	25%	←
130kW 以 上 560kW 未満のも の	3.50 (4.55)	3.5 (4.6)	0.40 (0.53)	0.19 (0.25) ▲53%	3.60 (4.79)	2.0 (2.7) ▲44%	0.17 (0.23)	0.02 (0.03) ▲88%	25%	←

- 注 1. 現行及び改正案欄中の値は平均値を表し、括弧内の値は上限値を表す。
2. CO、NMHC、NO_x、PM の単位は g/kWh である。
3. 規制値 (CO、NMHC、NO_x、PM) は、ディーゼル特殊自動車 8 モード法及び NRTC モード法によるもの。
4. 規制値 (ディーゼル黒煙) は、ディーゼル特殊自動車 8 モード法及び無負荷急加速黒煙の測定法によるもの。
5. 表中の▲の数字は、現行の平均値規制値からの削減率を示す。
6. NMHC 欄の現行規制は炭化水素。